

四日市市告示第250号

四日市市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に必要な書類に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に必要な書類に関する要綱の一部を改正する要綱

四日市市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に必要な書類に関する要綱（平成18年四日市市告示第127号）の一部を次のように改正する。

改正後

（登録申請の提出書類）

第2条 規則第2条の規定に基づく申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式の書類を添付するものとする。

（1）夜間対応型訪問介護事業所に係る指定の申請

介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「厚生労働大臣が定める様式」という。）に規定する付表第二号（二）

（2）認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護事業所に係る指定の申請

厚生労働大臣が定める様式に規定する付表第二号（四）、厚生労働大臣が定める様式に規定する付表第二号（五）

（3）小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請

厚生労働大臣が定める様式に規定する付表第二号（六）

（4）認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る指定の申請

厚生労働大臣が定める様式に規定する付表第二号（七）

（5）地域密着型特定施設入居者生活介護に係る指定の申請

厚生労働大臣が定める様式に規定する付表第二号（八）

	勤務形態一 覧表									
4	管理者の経 歴	-	○	○	○	-	-	-	○	-
5	平面図	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<u>6</u>	設備・備品等 一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	二
<u>7</u>	本体施設の 概要、本体施 設との間の 移動経路、方 法及び移動 時間	-	-	二	二	-	○	-	二	-
<u>8</u>	併設する施 設の概要	-	-	-	-	-	○	-	-	-
<u>9</u>	運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<u>10</u>	利用者から の苦情を処 理するため に講ずる措 置の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<u>11</u>	協力医療機 関(協力歯科 医療機関)と の契約の内 容	-	-	○	○	○	○	-	○	-
<u>12</u>	介護老人福 祉施設・介護 老人保健施 設・病院等と の連携体制 及び支援体	-	-	○	○	-	-	-	○	-

	制の概要									
<u>13</u>	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<u>14</u>	介護支援専門員の氏名及び登録番号	—	—	○	○	○	○	—	○	—
<u>15</u>	運営推進会議の構成員	—	○	○	○	○	○	○	○	○
<u>16</u>	その他指定に関し市長が必要と認める事項を証する書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○

改正前

(登録申請の提出書類)

第2条 規則第2条の規定に基づく申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式の書類を添付するものとする。

(1) 夜間対応型訪問介護事業所に係る指定の申請

夜間対応型訪問介護事業所の指定に係る記載事項(付表1-1)、夜間対応型訪問介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項(付表1-2)

(2) 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護事業所に係る指定の申請

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定に係る記載事項(単独型・併設型)(付表2-1)、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定に係る記載事項(共用型)(付表2-2)、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項(付表2-3)

(3) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請

	<u>ターを設置 しない場合 のみ)</u>									
<u>9</u>	<u>随時訪問サ ービスの委 託先(他の訪 問介護事業 所に委託す る場合のみ)</u>	○	二	二	二	二	二	○	二	二
<u>10</u>	本体施設の 概要、本体施 設との間の 移動経路、方 法及び移動 時間	－	－	○	○	－	○	－	○	－
<u>11</u>	併設する施 設の概要	－	－	－	－	－	○	－	－	－
<u>12</u>	<u>施設を共用 の場合の利 用計画</u>	二	二	二	二	二	○	二	二	二
<u>13</u>	運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<u>14</u>	利用者から の苦情を処 理するため に講ずる措 置の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<u>15</u>	<u>サービス提 供実施単位 一覧表</u>	二	○	二	二	二	二	二	二	○
<u>16</u>	協力医療機 関(協力歯科 医療機関)と	－	－	○	○	○	○	－	○	－

	の契約の内容									
<u>17</u>	介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連携体制及び支援体制の概要	－	－	○	○	－	－	－	○	－
<u>18</u>	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<u>19</u>	介護支援専門員の氏名及び登録番号	－	－	○	○	○	○	－	○	－
<u>20</u>	運営推進会議の構成員	－	○	○	○	○	○	○	○	○
<u>21</u>	その他指定に関し市長が必要と認める事項を証する書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○

付表1－1から付表9－2までを削る。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(健康福祉部介護保険課)